

平成19年第8回新宿区情報公開・個人情報保護審議会

平成20年2月5日（金）午後2時
新宿区役所本庁舎6階 第2委員会室
司会：寄本会長

I 開会

II 議事

- 1 資料12（第6回） 新宿子どもほっとラインの運営業務委託について
- 2 資料13（第6回） 在外投票システムの導入について
- 3 資料14（第6回） 裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について
- 4 資料15（第6回） 裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について
- 5 資料16（第6回） 後期高齢者医療制度の創設に伴う住民基本台帳の記録項目等の変更について
- 6 資料38 新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書について
- 7 資料41 女性のための就労支援事業の委託について
- 8 資料42 「総合的学習の時間」等の学習支援に係る業務委託について
- 9 資料43 「外国人の子どもの学習支援等」の業務委託について
- 10 資料44 中学校卒業後からの青年支援対策事業委託について
- 11 資料45 子育て支援者養成事業の委託について
- 12 資料9（第5回） 夏目漱石生誕140年記念事業「漱石山房秋冬」催事委託
- 13 資料10（第5回） 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集について

- 14 資料 5 0 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について
- 15 資料 5 1 図書館情報システムにおける I C タグの導入について
- 16 資料 3 4 親と子の平和派遣参加申込みに係る電子申請サービスの導入について
- 17 資料 3 5 講師派遣業務における申請手続きに係る電子申請サービスの導入について
- 18 資料 3 6 悪質商法被害防止等出前講座における電子申請サービスの導入について
- 19 資料 3 7 誕生記念樹配付業務における申込手続きに係る電子申請サービスの導入について
- 20 資料 4 7 新分別モデル地域区民アンケート調査
- 21 資料 4 8 家庭ごみ排出実態調査・家庭ごみ排出状況アンケート調査
- 22 資料 4 9 家庭ごみ排出実態調査・集積所計量調査
- 23 資料 1 7 (第 6 回) 広報紙個別ポスティング業務委託について

Ⅲ その他

Ⅳ 閉会

○寄本会長　ただいまから、平成19年度第8回新宿区情報公開・個人情報保護審議会をやらせていただきます。委員の皆様、ご出席くださいまして大変ありがとうございます。

なお、私、前は手帳のつけ間違いで大変ご迷惑かけましてすみませんでした。欠席になってしまいまして、どうも本当に申しわけございませんでした。

それでは、ただいまより、平成19年度第8回の本日の審議に入ります。

事務局の方からご説明いただきたいと思います、資料等の。よろしいですか。

○区政情報課長　それでは、資料のご説明をさせていただきます。

まず、本日、机上配付いたしました資料ですが、4点ございます。変更後の次第、第6回審議会資料12の「新宿子どもホットラインの運營業務委託について」の差しかえ後の資料、資料38の「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書について」、新たに追加をさせていただきます資料51の「図書館情報システムにおけるICタグの導入について」でございます。以上、ご確認をお願いいたします。そのほかの資料につきましては、前回、平成19年度第8回情報公開・個人情報保護審議会資料としてお配りいたしました資料でございます。

次第の変更箇所でございますが、資料51の「図書館情報システムにおけるICタグの導入について」を加えてございます。また、資料46の「『地域に根ざした高齢者の居場所づくり』事業における宅配業務の委託について」は、平成20年度は実施しないこととなったため削除いたしました。そのほかにも、審議の順序につきまして一部変更をさせていただいております。また、資料39と資料40の「廃X線フィルムの処理委託について」は、前回の審議会でご了承いただきましたので、次第から除いてございます。

資料14と15の「裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について」は、内容が関連してございますので、一括してご説明させていただきます。また、資料34の「親と子の平和派遣参加申込みに係る電子申請サービスの導入について」から、資料37の「誕生記念樹配付業務における申込み手続きに係る電子申請サービスの導入について」までは、電子申請サービスの導入という点において共通してございますので、資料34で電子申請サービスの仕組みを含めてご説明し、資料35から資料37までについては、それぞれ事業の概要と申請項目を説明させていただきます。

資料41の「女性のための就労支援事業の委託について」から、資料45の「子育て支援者養成事業の委託について」までと資料9の「夏目漱石生誕140年記念事業『漱石山房秋冬』催事委託について」は、協働提案事業でございますので、個々の資料をご説明する前に地域調整課長から協働提案事業の説明をさせていただきます。

資料10の「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集について」と資料50の「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について」は、同一の協定に基づくものでございますので、一括してご説明いたします。

以上、審議案件が非常に多くありますけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○寄本会長　ありがとうございました。資料等よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議に入ります。事務局の方からご説明がございましたように、審議

案件がたくさんあります。委員の皆様方には、どうぞその点ご協力のほどお願いいたします。

なお、説明者は説明を完結にしてくださるように重ねてお願い申し上げます。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。第6回の審議会で継続審議となりました資料12の「新宿子どもほっとラインの運營業務委託について」の説明をいただきます。説明者の方よろしくお願いいたします。

○教育指導課長 前回、不十分なご説明で申しわけありませんでした。本日、差しかえをしてまいりました。

それでは、1枚目をおめくりいただきまして2ページ目をごらんいただきたいと思えます。

2ページ目の、まず事業内容でございます。前回、だれが、何をというものが不明確であるという、そのようなご指摘をいただきました。今回このようにしてまいりました。いじめの被害者、加害者、目撃者等からの電話相談を受けつけ、相談者からいじめに関する情報を聞き取り、教育指導課に伝達する。なお、教育指導課は提供を受けた情報をもとに当該学校と連絡調整を行い、適切な対応を図る。つまり相談はNPOが受けまされども、それを教育指導課に伝達して、対応をするのは教育指導課ということでございます。その点を書き直してまいりました。よろしくお願ひしたいと思えます。

また、もう一つ、次のポツでございます。手紙・ウェブサイトによる相談については、教育指導課から提供を受けた相談内容について検討し、回答文案を作成もしくは電話による相談を行う。つまりは、これにつきましては教育指導課が受けます。受けた後、教育指導課の方からこれについては簡易な内容なので回答してほしいという依頼があったときに回答文案、電話による相談を行うというようにしたものでございます。

続きまして、次の3ページ目をごらんいただきたいと思えます。以上、申し上げましたとおり、3ページ目の下から三つ目のところ、委託内容のところも、前回から書き直してございます。今、申し上げたように書き直したところでございます。一番下のところの左でございます。委託にあたり区が行う情報保護対策でございます。この点、前回不十分であるというご指摘をいただきました。契約の際、別紙特記事項を付すということで、次のページに付してございます。そして相談情報は原則として週1回、受託者との間で直接受け渡すものとするをいたしました。

4ページ目の特記事項をごらんいただきたいと思えます。4のところ、適正な管理といたしまして、今回は場所が、今までは教育指導課の横ではなくなりますので、場所が変わりますので、乙は業務に関する情報について施錠できる保管庫に保管する等、善良な管理者の注意を持って保管及び管理にあたらなければならないをいたしました。

また、8でございます。業務に関する報告でございますが、乙は甲の求めがあった場合は業務に関する報告を行うものとする。私ども、5点、受託者に対して指示をしようと思っております。一つ目は、相談を受けたときに記録をする者は、5ページ目に付しましたけれども、相談票、このみといたします。ですから、電子でパソコンに打ち込む等ではなく、この相談票に直接書き込むということが1点目でございます。2点目は、毎日相談内容あるいは相談件数、対応した内容等々につきまして電話で報告を求めます。なお、現在実施しているところでは、大体2日ないし3日に1本の割合で相談が来ているという

ことで、毎日ないということはない可能性の方が大きいわけですが、一応、毎日報告をさせます。3点目でございますが、急な用件、例えばすぐに対応してほしいというような要件が出た場合には、直接受け渡しをいたします。ということは、今、想定される場所としては、中井のあたり等を想定しておりますけれども、NPOの事業所、中井等、私どものところで直接下の相談票を持ってこさせる、あるいは私どもが直接行って受け渡しをして対応をするということでございます。

4点目は、記録したこの相談票でございますけれども、もし、急な用件でなければ毎週月曜日、この相談票をすべて教育指導課の方に持ってくるように指示をいたします。

なお、最後でございますが5点目として、どうしても継続相談の必要が出てくる相談事例があるかと思えます。それにつきましては、その場合のみ、コピーを許可しようと思えますが、しかし、その継続相談も終了した時点で、コピーも含めてすべて私どもの方に提出をさせたいと思っております。

一応、今申し上げましたことは、基本的には今現在行っている業務と変わるものではないということでございます。

なお、添付したものでございますけれども、相談票の下に添付をさせていただきましたものは、新宿子どもほっとライン用、これはいわゆる、私どもの方が区内のお子さん方にご提供したレターセットでございます。このレターセットで教育指導課の方に相談が送られてきているというものもございます。

また、その下のペーパー、ホームページのコピーでございますけれども、これは現在、ホームページに立ち上げているものでございまして、こういう形で今あなたが悩んでいること、困っていることということで書き込むこともできます。これは、教育指導課の方で今、対応してございますが、平易なものについては相談員の方に逆に私の方から渡して相談に当たらせるということもあるということでございます。

以上でございます。

○寄本会長　ありがとうございます。それでは、御質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[「なし」の声あり]

では、本件につきましては了承ということでよろしいですか。

[「異議なし」の声あり]

では、そうさせていただきます。どうもご苦労様でした。

次は資料13にまいります。「在外投票システムの導入について」の説明をいただきます。説明者の方よろしくお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長　座ってご説明させていただきます。それでは、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

この在外投票制度でございますけれども、これは平成10年の公職選挙法の改正によりまして、海外に居住する方についても選挙権を与えるということになってございます。

当初につきましては比例代表制ということで、昔の言い方をしますと全国区の選挙について投票ができたということなんですけれども、その後、選挙区選挙と言いますけれども、地方区の選挙につきましては選挙ができなかったわけなんですけれども、その後、最高裁

の判決において地方区の選挙についても投票できないのは憲法違反という結果が出まして、18年6月に公職選挙法が変わりまして、19年1月1日から地方区選挙も選挙ができるようになったということでございます。これにつきまして、事務的にはこの制度が始まった当初から、名簿管理につきましては汎用ソフトを使ってございました。また、投票につきましては手作業でもって、投票用紙の送付とかをやっていたわけなんですけれども、現在のところ、その登録者が非常にふえてきてございます。1月25日現在904名まで上がっておりまして、国別には79カ国の方が登録してございます。ということで非常に事務的にも煩雑になってきておりますので、また、期間的には完全に投票をしていただくようにやろうということでもって、このたびパッケージのソフトを購入しまして、事務的に迅速かつ正確に事務処理をやっていこうということでもって、今回、このシステムを導入するということになってございます。

真ん中でございますけれども、主な機能としましては名簿の登録・管理、それから二つ目としましては投票の管理ということがございます。処理の概要としましては、登録申請から在外領事館とか公館からの通知の内容とか本籍地からの情報交換、このようなものを記録するというところでございます。主な帳票につきましては、非登録理由通知とか、以下にございます住所ラベルまでと、このような帳票がございます。また、投票の管理につきましては、投票用紙の請求の受付から実際の投票までの管理・記録をするということで、主な帳票につきましては在外投票に関する調書とか国・東京都への報告とか、このようなものが帳票として利用してございます。

その次でございますけれども、実際にこのシステムにつきましては、選挙管理委員会独自のシステムでございますので、選挙管理委員会が管理しますコンピュータで専用のパソコンでもって利用してございまして、他との接続はございません。実際には、パッケージを購入してございまして、これから管理、それから投票をやっていこうということでございます。

非常に雑駁ですけど、以上でございます。

○寄本会長　　ありがとうございます。では、どうぞご質問・ご意見ございましたら、お願いいたします。

○久保委員　　この趣旨からいったら、登録というのがきちっとしなきゃおかしいんですけど、処理概要の(2)の①に非登録理由通知というのがあるんですけど、それは何ゆえに必要なものなんですか。

○選挙管理委員会事務局長　　これは実際には海外で申請するときに、国内の最終住所地を書くようになってございますけれども、それが領事館を経由して該当する選挙管理委員会に送られてきますけれども、そこに必ずしもご本人の住所どおりの住民票がない場合がございますので、そういうときには一応、登録ができませんよということでもって、このような非登録理由通知書が、住所地がありませんという通知をご本人に差し上げるということでございます。

○久保委員　　結構です。

○寄本会長　　ほかにありましたらどうぞ。

〔「なし」の声あり〕

それでは、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございました。引き続きでしたね。資料14と15の「裁判員候補者予定名簿調製支援プログラムシステムの導入について」は内容が関連してございますので、一括してご説明いただきます。説明者はよろしく願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長　それでは、「裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムについて」のご説明をさせていただきます。

これにつきましては、既にご案内と思いますが、裁判員に関する法律が16年に公布されまして、5年以内に施行するというのもって、実際には来年の21年5月までに施行することになってございます。その間は一応準備期間というものになってございます。実際にはこの制度は来年の5月末に始まるということなんですけれども、事務的には今年度から、20年から始まるということになってございます。選挙管理委員会では、20年度から毎年、選挙人名簿からくじにより選定した人を裁判員候補者予定者名簿として調整しまして、地方裁判所の方に送付するというようになってございます。

この予定者名簿の作成に当たりましては、最高裁判所が開発しました名簿調製支援プログラムというのを、本年の大体5月か6月ごろに私どもに提供されるということで、それをもちまして今後この予定者のくじでもって選定して、それで名簿を地方裁判所に送っていただくということになってございます。

具体的に使用します主な機能としましては、住基ネット用文字コードから名簿調製支援プログラム用文字コードへの変換、それからくじによる裁判員候補者予定者の選定、それから予定者名簿の調製と、このようなものが大きな仕事になってくるわけになってございます。

そのほかに、この名簿を送る際に住所・氏名等を送るわけなんですけれども、それに本籍も付すことになってございますので、それについても今後、地方裁判所に送るときに戸籍を付したものを送っていくということで、これにつきましては戸籍住民課と調整をとりながら名簿を作成していただくということになってございます。

この裁判員制度につきまして、概要を申し上げますと、裁判員の方は、大体1件の刑事事件で6人の方が一応裁判員として選ばれるということなんですけれども、裁判員に選ばれるための予定者として私どもが名簿を送るということになってございます。現在の私どもの情報としましては、一つの刑事事件のときに大体候補者としては50人から100人ぐらいが選ばれて、その中からいろいろな事情を勘案した上で最終的に6人が決まります。そして補充員としまして2名の方が候補者としてなるということになってございます。このようなシステムが今後、この1年間入ってくるということになってございます。

具体的なスケジュールで言いますと、これから5月か6月ごろ、最高裁の方から先ほどご説明しましたプログラムを送ってきます。その後、地方裁判所から私どもに選挙人名簿登録者数の照会がございまして、それに対して私どもでその登録者数を報告します。その報告した結果に基づきまして、新宿区は何名の方が予定者ですよというような結果の通知がございまして、それに従いまして私どもでくじを引いて、それでもって一定の人数の方を選んで、それで名簿を調製した上で地方裁判所に送るというような流れになってございます。最終的には多分、10月から12月ごろに今度はご本人、予定者の方に裁判所から通知が行きまして、最終的には候補者として選ばれていくというような流れになってございますので、先ほどご説明しましたように実施は来年の5月ですけれども、事務的にはもう今年度

から始まるということでございます。

以上でございます。

○寄本会長 ありがとうございます。それではどうぞ、ご質問・ご意見お願いいたします。資料14、15、どちらでも結構です。

○有馬委員 ちょっと1点だけお聞きしたいんですけども、これは本籍をこのMOというんでしょうか、予定名簿者のところに今照会をされた場合に回答するためにデータとしてとるという形になる。これはこの本籍をとる、どうして本籍が必要なんですか。そこがちょっとよくわからないのですが。

○戸籍住民課長 戸籍住民課長の赤堀でございます。よろしく申し上げます。

15番の方に係りますので、ご参考までにあわせて、私の方からご説明をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

資料15の方をごらんいただきたいと思えます。こちらの方は本籍に係る部分でございます。個人情報の処理のシステムの開発でございまして、事業概要をごらんいただきたいと思えます。裁判員制度については今ご説明がございましたが、今お尋ねの件でございますが、私ども戸籍住民課の方で本籍をつけたものを名簿として作成いたしまして、選管を通してお送りをするというふうなことで、今回お諮りするものでございます。

本籍の情報がなぜ必要かと申し上げますと、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の第12条第2項で「地方裁判所は、裁判員候補者について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断のため必要があると認めるときは、公務所に照会して必要な事項の報告を求めることができる」という規定がございます。この規定に基づきまして裁判所は欠格事由ですね。具体的に申し上げますと、禁錮以上の刑に処せられた者というのは欠格事由になるんですけども、その欠格事由に該当するか否かを調査する際に、必要な本籍地情報の報告を各地方自治体に求めることができるというような形になっております。今回、この法律に基づきまして、私どもの方では選挙管理委員会が作りました予定者名簿に名簿調製支援プログラムを用いまして本籍地をつけます。本籍地をつけた名簿に暗号化をいたしましてCDに情報を記録します。それを選挙管理委員会を通して地方裁判所に10月15日までに送るというふうな流れでございます。

別紙の方でござんいただきたいと思うのですが、記録される情報項目といたしましては、個人の範囲は選挙人名簿登録者、記録項目はこちらにあります。私どもの方では本籍地情報を私どものデータベースからお付けをするということでございます。コンピュータにつきましては、20年度予算で新規にこれ専用のコンピュータを購入いたします。裁判所から提供されますプログラムで、データベースから本籍情報をつけまして名簿をつくりまします。それからコンピュータの取り扱いにつきまして、CDは施錠されたキャビネット内に保管をいたします。コンピュータにつきましても、戸籍住民課事務室内で管理をいたしまして、ほかのコンピュータとは結合はいたしません。

スケジュールとしましては、5月から準備を始めまして10月15日までに作業を行って地方裁判所に提出するというふうなスケジュールでございます。

以上でございます。

○寄本会長 どうぞ。

○有馬委員 要は、あれですよ、規則によって定まっているものに対して、裁判所が

その本籍の照会をする場合に必要であるがゆえに、今回データとしてMD、MOでしたっけ、に取り入れていくということなんですかね。その必要であるときの事例がどのようなものがちょっとまだ理解できないんですけど。

○戸籍住民課長 法律の14条に欠格事由として、その禁錮以上の刑に処せられた者というのがございまして、基本的にそのご本人から自己申告で欠格事由に該当しませんというふうなこともおっしゃっていただくわけですが、それ以外には該当しないかどうかは独自に地方裁判所が調査をするということがありますので、その場合にやはり本籍がわかりませんと、その欠格事由についての調査ができませんので、そのためには本籍地情報が地方裁判所で必要だということでございます。

○山口副会長 要するに、本籍地に前科・前歴が全部収集されているか、知っておられる方と知らない方がいらっしゃるんで、多分そこの質問なんですね。法的に全部その刑事事件の処分結果が全部通知がいて、そこで集約されているわけです。だから本籍地がわかれば裁判所が本籍地に照会すれば全部がわかる。そういうことで本籍地がわからないと裁判所が調査できない、こういうことだったんです。

○戸籍住民課長 ありがとうございます。

○山口副会長 多分こちらで。住民の方でわかんない方がいる。

○寄本会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○久保委員 本籍地というのは固定していなくて、自分の登録で幾らでも変えられますよね。そういう点はどういうふうになるんですかね。今の刑罰の記録が残っているのは、その都度動くんですか。僕は新宿区が本籍地なんですけど、宮城県に本籍地を移した場合、そしてその後今度は沖縄に移した場合、そういうような場合というのはどういうふうに動くもんですか、その刑罰の記録というのは。

○戸籍住民課長 基本的には変えられた場合についても変えられた場所の方で管理をしてみますので、あくまでも現在のところにご照会いただければわかるような形になってございます。

○久保委員 コンピュータの作業の中で、奇異な感じがするのはくじによる選定というのは、一体コンピュータ上、具体的にどういうふうに行われるものなんですか。

○選挙管理委員会事務局長 最高裁判所の方で今プログラム開発をしておりますので、実際に選定はどのような形でもって選定のプログラムを組んでくるかわかりませんが、同じく現在やっております検察審査会というのがございますけれども、その場合については選挙人名簿に一定の番号を振りまして、その番号でもって何ページかを最初に選んで、そのページからまたくじを引きまして、どなたが該当するかというような、そういうような形でもって、検察審査会の審査委員の方を選んでございますけど。多分、同じような形になるのではないかなというふうに思っています。

○久保委員 そうすると、有権者であることは一応わかったんですが。何ページとかそういう形であろうということもわかったんですが。ファクターとして性別とか年代とか住居、そういう普通は偏らないようにというのが趣旨ですよ。そういうファクターというのは入る余地がない。番号、何ページとかというだけなんですか。

○山口副会長 ちょっとすみません。くじといっても我々が考えているペーパーで選ぶんじゃないでコンピュータの乱数表か何かでぱんと番号で選ぶんじゃないかなと思います、

この説明が。くじというと我々は本当におみくじのくじか、あるいは表を見て○×をつけるか、今も質問に出たのは性別とか見れるような形で人間が選ぶのかなと、ちょっとくじというとそういうイメージがあるんですけど。ちょっとそこを説明していただくと。

○選挙管理委員会事務局長　くじということですけど、普通は何か引くような感じだと思いますけれど、実際は多分そのプログラムにつきましては、恐らく乱数表的にやってくるのではないかと思います。ですから、それに従って選挙人名簿の何ページとかというのが定まってくるというふうに思っておりますけれども、その辺のどういうくじのコンピュータでもって乱数表になるかについては、まだ私どもも現在のところ把握していないという状況でございます。

○久保委員　最後にしますけど、こういうことを心配して聞いているんですけど、乱数表でやる以上は、極端に言えば、5人もしくは6人が20代ばかりの人だってあり得るんですね、理論上は。だから、100人ぐらい選んでおいてあと五、六人にするかはどこかの機関でその100人から選ぶと、こういうふうに理解すればいいですか。だから、100人を選ぶ場合は、20代が100人選ばれるなんていうことは普通ではあり得ないからとって聞いたんです。

○選挙管理委員会事務局長　今おっしゃられますように、いろいろな年代の方々が、多分50人から100人ということで選ばれると思いますけれども。その選ばれた方については、裁判長が実際に面接をしまして、ご本人のご都合とかをいろいろ聞きまして、その中から最終的に検察官の方、弁護士の方の意見も聞いて最終的に6人ないし補充の2人を決めていくということになります。多分、その辺の年齢的な男女別とかいろいろな面は配慮されるのかどうかちょっとはつきりはわかりませんが、一応そういう中で最終的に6人を絞っていくというように聞いてございます。

○寄本会長　ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、資料14と15は別々に決定いたします。資料14につきましては了承ということですのでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。次に資料15はいかがでしょうか。これは承認ということですのでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、どうもありがとうございました。どうもご苦労様でした。

それでは、資料16にまいります。資料16の「後期高齢者医療制度の創設に伴う住民基本台帳の記録項目等の変更について」でございます。説明者はよろしく願いいたします。

○戸籍住民課長　引き続き戸籍住民課長です。よろしく願いいたします。

16でございますが、後期高齢者医療制度につきましては25日にご審議をいただいております。この制度の創設に伴いまして、私どもは住民票上の記載事項の追加、あるいは転出証明書の記載事項の追加ということでシステムの修正を行うものでございます。

事業の概要をごらんいただきたいと思っております。事業内容は1と2で今申し上げましたが、これにつきましては健康保険法等の一部を改正する法律の附則第94条で住民基本台帳法

が一部改正になりました。これの施行日が平成20年4月1日となっております。この法律及び施行令に基づきましての修正でございます。1番でございますが、これは住民票に後期高齢者医療の被保険者である者についてのその資格に関する事項で政令で定めるもの、これを新たに追加するというものでございます。その政令で定めるものといましては、括弧に書いてございますが、被保険者資格を取得又は喪失した年月日、これを追加するという予定でございます。ご案内のとおり、住民票というのは各種行政事務の処理の基礎の情報として、選挙人名簿、国民健康保険、国民年金、児童手当、介護保険等の情報を記載してございますが、こういったものとあわせまして後期高齢者医療の情報についても住民票に記載するというものでございます。

それから2番でございますが、転出証明書ですね。区民の方が転出をされる際に転出届を出しますが、その際に私どもの方で転出証明書をお出しします。それに後期高齢者の被保険者である旨の追加の記載をいたします。これをもちまして転出先自治体への情報の継承を行うというふうな、そのような区民の方の便宜を図るものでございます。

別紙の方もご参考にごらんいただきたいと思いますけれども、今、申し上げましたことがまた改めて書いてございますが、記録される情報項目の記録項目でございますが、先ほど申し上げました資格取得又は喪失した年月日でございますが、その予定でございます。これは住民基本台帳法施行令がまだ出ておりません。これが20年1月下旬とございますが、20年3月ごろに出るという連絡が昨日入りまして、今現在、まだ正式なものは出ておりません。国の方からの通知に基づきまして、今こういうふうなことでなるだろうという予定でございますが、ほぼ変わることがございませんので、この資格取得又は喪失年月日、これを新たに付け加えるということで今回お諮りするものでございます。

記録するコンピュータは私どもの住民情報オンラインシステムを稼働しておりますホストコンピュータに記録をいたします。新開発・追加・変更ですね、新しい稼働の時期は20年の4月1日からでございます。

以上です。

○寄本会長　ありがとうございます。それでは、どうぞご質問・ご意見ございましたらよろしくお願いします。

○久保委員　2ページの事業概要の方で対象者として75歳未満、3ページの方の3ページの別紙の方では個人の範囲という形で74歳以下。同義語と考えていいですか。

○戸籍住民課長　範囲は同じです。

○久保委員　当然そうだと思うんですけども。そうでなきゃおかしい。けど同義語を何で同じ管轄のところから出す文書の中で違った文字にするのですか。こういうことは、やはり特別な意味がなければ統一してもらいたい。改めていただきたいという意見です。

○戸籍住民課長　申しわけございませんでした。

○寄本会長　ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、本件につきましていかがでしょうか。承認ということでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

○戸籍住民課長　ありがとうございます。

○寄本会長 では、次に資料38にまいりたいと思います。資料38の「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書について」ご説明いただきます。説明者、どうぞよろしくお願いいたします。

○住宅課長 住宅課長の小山でございます。それでは、「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書について」ご説明申し上げます。

まず、2ページでございます。事業の概要です。事業名が区立住宅の管理運営です。この区立住宅の管理運営というのは、住宅に困窮する所得が一定基準以内の区民に対し、低廉な家賃で住宅を提供している区営住宅、それからファミリー世帯の定住化の促進を図るため、所得が区営住宅の基準以上の区民に対し、義務教育修了以前の児童を扶養していることという資格を設け住宅を提供している区民住宅、それからまちづくり事業などの住宅の建てかえまたは除却により住宅に困窮し、または仮住宅を必要とする区民に対し住宅を提供している事業住宅、この3種類がございます。そして、4月1日現在、区営住宅が1063戸、区民住宅は381戸、事業住宅74戸、合計1,518戸を区の方で管理運営をいたしております。

主な管理運営の事業につきましては、空き家募集業務、それから建物の維持管理業務、それから使用料等の徴収ということでございます。担当課につきましては都市計画部住宅課でございます。

目的でございますが、先般、町田市の都営住宅で暴力団員による発砲事件がございまして、国からも公営住宅の適正管理という通知が出ているところでございます。それを受けまして、区も、区立住宅からの暴力団員の排除につきまして、警視庁と暴力団員の情報に関し、必要な情報の相互連絡を行う等、より緊密な連携を行うことにより、居住の安心・安全を確保し、区立住宅の適正な管理・運営をすることを目的としてございます。

対象者は区立住宅への新規入居予定者及び既存入居者でございます。

事業内容ですが、区立住宅における暴力団員の排除に関わる区立住宅管理条例の一部改正に伴い、区立住宅への新規入居予定者及び既存入居者について、「入居者（その同居者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと」を区立住宅の使用資格とするものです。

そこで、暴力団員に関する情報については、区と警視庁との間で、「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書」を取り交わし、新規入居予定者、既存入居者及び警察からの情報提供に関して、個人情報の取り扱いについて下記のとおり行うものです。

まず1、本人外収集ですが、対象が新規入居予定者。②としまして、既存入居者のうち、同居許可・使用権承継許可の申請者（その同居者を含む。）及び暴力行為・犯罪事実等の類似行為を行った者。警察からの情報提供。（2）収集内容、暴力団員に該当することの有無です。

次に外部提供ですが、対象は同じく新規入居予定者、既存入居者のうち、同居許可・使用権承継許可の申請者（その同居者を含む。）及び暴力行為・犯罪事実等の類似行為を行った者でございます。

提供内容は対象者の氏名・生年月日・性別・照会理由。この照会理由は既存入居者のみです。ただし、氏名、生年月日、性別で暴力団員に該当した者のみ「住所」情報を再度提供し、再照合を行います。

3番、収集した個人情報の用途です。暴力団員に該当する場合に、新規入居予定者は、入居不許可とし、既存入居者のうち、同居許可・使用権承継許可の申請者は、それぞれの申請を不許可とします。また緊急必要性（暴力行為・犯罪事実等の類似行為など）を考慮し、使用許可の取消し及び明渡し請求をします。それから、警察からの情報提供により判明した既存入居者についても、これも場合によっては使用許可の取消し及び明渡し請求をします。

4番、個人情報の管理ですが、区が警視庁から収集及び提供を受けた個人情報について、区立住宅の適正な管理運営の目的以外に活用しないことと、新宿区個人情報保護条例に基づき、関係文書の保守保管を徹底します。警視庁は、区が提供した個人情報について、上記合意書の目的及び趣旨以外に活用しないことと、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、関係文書の保守保管を徹底します。

続きまして別紙、本人外収集関係でございます。これは新宿区と警視庁との合意書についての内容をご説明したものです。保有課担当課は住宅課。登録された個人情報業務の名称は区立住宅入居者の公募業務、区立住宅入居者の管理業務でございます。

収集する個人情報項目ですね。これは収集の対象者の範囲が、区立住宅への新規入居予定者及び既存入居者です。収集する項目が、新規入居予定者及び既存入居者（その同居者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当することの有無です。収集の相手方、警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長です。収集の目的は、区は、区立住宅から暴力団員の排除について、警視庁と暴力団員の情報に関し、必要な情報の相互連絡を行う等、より緊密な連携を行うことにより、居住の安心・安全を確保し区立住宅の適正な管理運営をするためです。

本人から直接収集しない理由等ですが、まず1は、入居予定者及び既存入居者が暴力団員に該当するか否かは、警察の所管事項であり、区では把握が難しく、本人から収集することは難しいためです。それから、区からの働きなしに警察から提供される情報もございまして、そういう情報は本人から収集することが難しいためです。収集開始時期及び期間ですが、新宿区立住宅管理条例の一部改正の施行後です。備考としまして、警察からの情報収集による暴力団員該当者については、当該入居予定者及び当該既存入居者に、住宅の入居許可、使用権承継及び同居許可をしない旨を通知します。

続きまして次のページですが、外部提供関係でございます。区の保有情報が保有課が住宅課。外部提供先及び提供情報ですが、提供先が警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長です。登録業務の名称、入居者資格情報。情報はどのような媒体に記録されているか、紙及び住宅課専用PCです。情報はどのような媒体で提供されるのかということですが、電磁的媒体（FD）になります。

登録業務で保有している情報項目ですが、入居者の氏名、性別、年齢、生年月日、続柄、住所、国籍、電話番号、団地名、団地住所、部屋番号、入居日、勤務先名称、勤務先電話番号、総所得金額、総控除額、家族の扶養区分、住宅使用料、共益費、敷金、金融機関口座、保証人の氏名・生年月日・続柄・住所・電話番号となっております。このうち提供される情報項目ですが、1番、入居予定者につきましては、氏名、生年月日、性別です。既存入居者につきましては、氏名、生年月日、性別、照会理由です。ただし、氏名、生年月日、性別で暴力団員に該当した者のみ、「住所」情報を再度提供し、再度照合を行います。

す。

何のために保有しているのか。区立住宅の管理を適正に運営するためです。何のために提供を希望するのかということは、区は、区立住宅からの暴力団員の排除について、警視庁と暴力団員の情報に関し、必要な情報の相互連絡を行う等、より緊密な連携を行うことにより、居住の安心・安全を確保し区立住宅の適正な管理運営をするためです。

提供にあたっての区としての情報保護対策は何かということですが、合意書で区立住宅等からの暴力団排除以外の目的に使用しないことを締結している。電磁的媒体を開くには、パスワードを入力しなければならない。関係文書の保守保管の徹底について新宿区個人情報保護条例に規定している。

提供先としての情報保護対策は何かということですが、合意書で区立住宅等からの暴力団排除以外の目的に使用しないことを締結している。電磁的媒体を複製せず、関係文書は1年保存とし、必要がなくなった場合は速やかに廃棄とする。関係文書の保守保管の徹底に関し東京都個人情報の保護に関する条例に規定しているということです。

外部提供の時期は新宿区立住宅管理条例の一部改正の施行後でございます。

次に、新宿区立住宅の暴力団員排除に関する警視庁と新宿区との合意書を添付させていただいています。また、この合意書に基づきまして照会をする様式につきましても、別記様式第1、別添電子データ様式1、2、別記様式第2、別記様式第3、第4というふうに実際に添付をさせていただいています。

また、この合意書に基づいて、連携の実施に係るガイドラインも定めまして、より情報の管理に努めていくというものでございます。ガイドラインにつきましても添付をさせていただいております。

私の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○寄本会長　　ありがとうございました。それではどうぞ、ご質問・ご意見あればお願ひいたします。

○ひやま委員　　暴力行為や犯罪事実等の類似行為があった者をまず暴力団員に該当するかどうか、有無を確認するという事なんですけれども。この暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号で規定する暴力団云々って、これすみません、具体的にどういふものか教えていただけますか。

○住宅課長　　この暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の第2条に定義がございまして、暴力団というのは、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいうということ。

○久保委員　　会長、関連でいいですか。合意書と4紙の様式とガイドラインの参考文献を出していただいたのは本当にありがたいんですけども、一番肝心な前委員が言われたようなものが出ていない。つまり、ごめんね、とっちゃったみたいで。暴防法2条6号と、それから区立住宅管理条例の7条の1項の7号、これをやはり参考文献としてここで出なかったら、この問題の審査をこの委員会に付託するには少しまずいんじゃないかということ、会長にお願いをしたいと思って手を挙げたんです。

この住宅条例と、それから暴防法の条例の暴力団定義のあれがそこに出ていなければ僕らは審議できないわけです。だから、早急に文書で出していただきたいというふうに言葉じゃなくて、文書で出していただきたいと。それでこの件の審議をしたいということで、

ごめんね、同じでしょう。

○住宅課長 すみません。コピーを今急いでとりましてお配りをさせていただきます。

○久保委員 住宅課長、2種類だからね。

○住宅課長 はい。

○久保委員 暴防法と住宅条例と2種類だからね、間違いないように。

○住宅課長 現在の住宅管理条例の。

○久保委員 とにかく7条1項7号、それと暴防法の2条の6号、この規定の2種類を出してくださいと言っているわけです。

○ひやま委員 それともう一つなんですけど、警視庁の方からそういった情報、暴力団云々に関する情報が入りまして、暴力団ともし規定により認められた場合において、当然、不許可になるわけですよ。そういった情報はどうされるんですか。

○住宅課長 警視庁から情報を受けた個人情報につきましては、もう、その事由以外には絶対に利用せずに、十分気をつけて保管し、保存年限も1年間ということで取り扱いをいたします。

○ひやま委員 例えばその分不許可にしましたと。住所は入れないようにしましたというような情報を警視庁の方から教えてくださいという要請があった場合はどうされますか。

○住宅課長 不許可にしたかどうかという。

○ひやま委員 いや、その報告に関して、その事案に関して。

○住宅課長 警視庁に関しては、新宿区が住宅の入居申請を不許可にしたということの情報提供は、またさらにするということはないです。

○ひやま委員 はないということで。

○住宅課長 はい。

○神崎委員 両方からの質問ですけれども。そういった人たちは自分たちのマンションにも入ってほしくない、また大家さんはもう入れたくないというようなことはあるんだと思うんですけれども。そういうのは開示してもらえないのかどうか。それとまた逆に暴力団といっても組織に入っている、本人そのものは別に悪いことをやっているわけじゃない、犯罪もしていない。ただ、おそれがあるだけで住居の、居住の権利を奪われるのかといった問題があるかと思うんですけれども、両面からどうなのかちょっと伺いたいんですけれども。

○住宅課長 その使用の不許可処分をした行政処分に関する開示というのは、やはり個人情報に深くかかわるものですので、開示はできないというふうに解釈をしています。

○山口副会長 今の質問は、要するにこうやって排除した人たちは、それじゃあ、どこに住めばいいのという質問と同じだと思うんですよ。むしろ、公的な施設はどこも民間が受け入れないところを本来公的施設で受け入れる。公的施設というのはそういうもんですよ、本来。本来ですよ。だけどこれだと公的施設の方が先に排除して、民間であんたたちでやんなさいと。怖いものはあんたたちで処理してちょうだい、区は知りませんよと。これが公的なサービスなのかという質問だろうと思うんです、一つはね。ということだと思うんですよ。それが一つ。

もう1点は、言っておられるのは、人にラベルを張りつけていいかということですね。暴力団員でも市民生活では近隣の市民の人とうまくつき合っている人もいるし、あるいは

全く暴力団員じゃないのに近隣とトラブルを起こして暴力沙汰もやる人がいる。そういう人間の行為というのを見るのか、そういう人の評価をしてラベルを張って、この人はもう全然だめだよと。ある意味で言えば暴力団は公的なサービスから全部排除しちゃえとこうなると思うんですね、この考えがどんどん進んでいきますと。ラベルを張っちゃって、その人がいつまた団員でなくなるか、あるいはなるか、いろいろその団員の認定も警察の認定方法は知らないんですけど。そういう何か組織に入って加入している、そういうだけでラベルを張って、その人が善人か悪人か決めたようなことにして、こういう処置をしていいかという、多分そういう2つの質問だったと思うんですね。私もその問題をちょっと聞こうかなと思っていましたから、ちょっと敷衍してみたんです。

○住宅課長　　まず、第一の区立住宅から排除した場合には、その民間の方たちの方に流れるのではないかとということでございます。それで、この区立住宅の今回改正をしようとする条例のつくりなんですけれども、あくまでも新規入居者をまずは公営住宅に入れないということの、それが一番の柱となっております。ですから、もう既存入居者につきましては、今委員がおっしゃられたように、その属性のみで使用許可を取り消すというようなことではつくりにはなっておりませんで、やはりその中で故意によって住宅を破損したりとか、そういった違法的なことが起こったり、他の入居者等の生命の侵害のおそれがあるような事件を引き起こしたりとかという、そういったことがあわせてなければ、暴力団員であるという、その人の属性だけで使用許可を取り消すというようなつくりにはしないというふうな方向性で考えております。ただ、新規入居者につきましては、公営住宅というのは、やはり非常に今、特に区営住宅などは何十倍も倍率もありますし、本当に住宅に困窮している低所得者向けの住宅であり、その国の補助金や税金なども投入をしているということもございまして、区民感情からいいましても、そういった住宅に、指定暴力団員が入っているということは、なかなか許容できないというような今、昨今の事情もございまして。

それで、民間住宅につきましても、なるべくオーナーさんが警察と協力をし合って、やはり排除していくという方向を、どんどんそういった方向が進みますと、暴力団員はなかなか生活も困難である。それでそのためには暴力団員から脱退をしていくとか、新規入団しないとか、そういう方向性が醸し出されるのではないかとというような考え方でございます。

○久保委員　　会長、議事進行で。神崎委員も、それから副会長も問題にされた点は非常に重要な問題なんです。物すごい重要なんです。その重要な問題をここで審議するのに、ひやま委員及び私が申し上げた資料が出てこない限り論議がむだだと、時間が。深くかわる問題ですから、最初の資料が、これが出てこないで暴力団員というのは何なのかという法律上の決めがここに出ていないで、議論できないと僕は思いますよ。それを抜きにして議論をやっていっても、本当に時間ももったいないのではないのでしょうかと、私は思いますけど、そうじゃありませんか。

○寄本会長　　請求している資料は出していただけのんですか。

○住宅課長　　今、コピーをしている最中ですので、すぐにお手元に配付されると思いますが。指定暴力団員につきましては、ちょっと口頭で説明させていただきますが、都道府県の公安委員会が暴力団員として指定する暴力団員ですね。日本には今現在21団体ござ

いまして、そして3年に1遍、その指定暴力団員の構成員の名簿を管轄の警察の方に提出をすることが義務づけられております。ですから、一般に暴力団員という、中には本当に準構成員というような人とか、その暴力団的な行為をする人も含めて暴力団と言っておりますが、ここでこの区立住宅条例で排除するという暴力団というのは、この指定暴力団として認定をされた団体の構成員ということで、非常に限定されてございます。

○寄本会長　　いずれにいたしましても、請求している資料が出てくるまでは審議ができないということですので。

○住宅課長　　今、すぐ焼いてお配りをしたいと思っておりますが、申しわけございません。

○寄本会長　　では、時間がかかるようでしたら、次の件に先に移りますか。

○区政情報課長　　今、就労支援の方を先にご説明させていただきます。資料4-1「女性のための就労支援事業の委託について」。

○寄本会長　　わかりました。では、資料4-1にまいります。資料4-1の「女性のための就労支援事業の委託について」でございます。

○区政情報課長　　協働提案事業なので、まず協働提案事業について説明をさせていただきます。

○地域調整課長　　協働提案事業についてご説明させていただきます。お手元に資料がございますので、これに沿って簡単にご説明させていただきます。

まず、目的でございますけれども、この事業は平成18年度から制度自体は導入いたしました。そして本年度、平成19年度に各々の事業を実施したものでございます。失礼いたしました。口頭で説明させていただきます。

背景といたしましては、さまざまな公的なサービスの分野が広がる中で、NPOの柔軟性や専門性を生かした事業提案を公募いたしまして、NPOと区が協働で実施することによりまして、地域課題の効率的な課題解決を図っていこうという、そういうものでございます。

そして、その概要でございますけれども、まずその提案内容でございますけれども、NPOの自由な発想による提案、あるいは区から提起する課題に対して提案をしていただきまして、2種類の協働事業について公募をいたしまして、選定された事業を区の事業としてNPOと区が協働で実施するものでございます。そして、提案された事業案につきましては、区民、学識経験者等で構成いたします協働支援会議の委員と区の職員で構成いたします審査会が書類の審査及びプレゼンテーションに基づきまして審査いたします。そして、審査会につきましては、公開で行い、広く区民、事業者、NPOの方にも傍聴をしていただきまして、公開性を担保した中で審査を行います。そして、その協働事業につきましては、事業の実施中あるいは実施後につきましても、事業実施主体、その団体と区並びに第三者機関であります先ほど申し上げました新宿区協働支援会議の三者によりまして、それぞれの協働事業の評価制度がございまして、これによりまして成果の分析、評価を行うものでございます。そして、募集事業の対象年度でございますけれども、この事業は原則といたしまして単年度事業ではございますけれども、最長2年間、事業を継続することができます。そして、実際のところですが、平成19年度現在5事業を行っているところでございますけれども、このうち4事業は平成20年度につきましても継続して実

施いたします。そして19年度の協働提案の審査を通りました事業、新規事業が2事業ということで、平成20年度につきましては、あわせて6事業がこの協働事業提案制度のもとに事業実施がされるものでございます。

○久保委員 資料がないのに、そんなに長く説明しないでよ。資料があるので説明してくださいよ。

○山口副会長 協働事業というのが何か全然わかっていないよ、すみませんけれども。どれとどれが協働事業の資料か。

○地域調整課長 失礼いたしました。

○区政情報課長 すみません、事務局です。資料41の「女性のための就労支援事業の委託」、それから資料42の「『総合的学習の時間』等の学習支援に係る業務委託」、それから資料43「『外国人の子どもの学習支援等』の業務委託」、資料44「中学校卒業後からの青年支援対策事業委託」ですね。それから、資料45「子育て支援者養成事業の委託」ですね。以上の5件が今お話ししました協働事業という形になっております。

○地域調整課長 失礼いたしました。ちょっと口頭では長すぎる量を説明いたしましたので、申しわけありません、もう一回簡単にこの協働事業提案制度の趣旨をご説明させていただきます。繰り返しになりますけれども、本事業につきましては、やはり公的なサービスの分野が広がっている中では、行政のみではそのサービスを展開することができないという背景がございます。その中におきまして、やはり地域でさまざま活動しているNPOの発想を生かした事業提案を受けまして、それをNPOと区が協働して実施する。そして効率的、効果的な地域の課題解決を図ろうという制度でございます。そして、そのかかる費用につきましては区の方の経費とする、そのような事業内容でございます。

そして、今回ご報告する6件につきましては、平成19年度、本年度事業実施しているものが5件中4件が継続事業、そして新たに19年度の審査を通りました2事業が平成20年度に事業実施ということで2件、あわせて6件の事業が平成20年度にこの新宿区協働事業提案制度のもとに、それぞれの事業実施がなされるというものでございます。

失礼いたしました、よろしく願いいたします。

○寄本会長 ご質問、ご意見ございますか。

○山口副会長 それぞれについての事業の説明とかはないんですか。簡単でいいですけど、何か説明が。

○地域調整課長 失礼いたしました。まず私の方から、協働事業提案制度の概要についてご説明させていただきまして、それぞれ各々の事業につきましては所管の課長が参っておりますので、それぞれご説明させていただきたいと思っております。まずは、そういうことでこの協働事業提案制度の事業の基本的な制度についてのご質問は、私の方からお答えしたいと考えております。

それでは、私も後ろに控えておりますので、それでは各々の事業の説明に移らせていただければと思っております。

○就労支援・消費者行政担当副参事 それでは、お手元の資料41番「女性のための就労支援事業の委託について」ということで、ただいま地域調整課長からご説明がありました中で、来年度新規事業として展開をさせていただく協働提案事業でございます。今回は、この事業を通じまして個人情報収集するというものがございます。記録も当然させてい

ただくということで、事前の報告というような形をとらせていただきました。

1枚おめくりいただきまして、事業の概要でございます。事業名は女性のための就労支援事業ということで、実施をする委託先でございますが、これは特定非営利活動法人、NPO法人のWING21という女性を支援する団体が今回提案をしていただきまして、審査を経まして決定をしたということでございます。目的はここに記載のとおり、主にひとり親家庭の保護者の方の就労支援を進め、経済的な自立を促していこうと、こういう目的の事業でございます。

事業の内容としましては、1番から5番まででございます。一つ目が就職塾の実施。これは一定の期間、さまざまな意識向上からキャリア設計の獲得、そのようなノウハウをこの講座を通じて展開をするということで、定員は1回当たり20名、年間2回実施という予定でございます。そのほかに、個別のカウンセリング、フォローアップの事業。さらにオプション講座としてパソコンのスキルアップ講座、コミュニケーショントレーニング、センスアップセミナー。さらには個別のカウンセリング等々を含めましたケース、また個別にご相談いただいたケースを検討するケース会議。さらには最終的に事業の成果をまとめていただく報告書の作成と。これらの内容から構成をしております。

それでは、もう1枚おめくりいただきまして、今回お話しする内容でございます。委託先は先ほどお話ししましたとおり、NPO法人WING21というNPO法人でございます。今回の事業につきましては、講座、それから塾、カウンセリング等々ございますが、その中でお子さんをお預かりしてやるというものもございませう関係で、今回の委託に伴い事業者処理させる情報項目の中で、最後5番に保育の申込者の情報というものが含まれてございます。

まず1番から基本項目といたしましては、お申し込みいただく際に住所、氏名、年齢、電話番号、携帯の電話番号とメールアドレス。メールアドレスにつきましては、メールを通じて連絡事項を伝えたりすると、発信をさせていただくためにご登録をいただくということで収集をさせていただく予定です。それから講座の申込者は、今ご説明した基本項目以外に現在の状況、在職中なのか離職中、休職中なのか、そのような状況。それから、カウンセリング・フォローアップ参加者につきましては、履歴書の作成講座が内容として含まれてございまして、それをチェック点検するという作業が入ってきますので、履歴書の項目として生年月日、性別、学歴、職歴、免許・資格等と、それから職務経歴、それから結果等の記載事項、これらを収集させていただくと、記録をさせていただくということです。それからオプション講座の参加については、これはパソコン履歴になっていますが、パソコンの経歴の誤りでございます。おわびと訂正をさせていただきます。それから5番目が保育の申込者ということで、保護者の氏名、連絡先、それからお子さんの氏名、それから普段の呼び方であるとか平熱、朝ごはんを食べたか食べないか、排便の状況。保育園で一般的にお伺いする内容等々を事前にお尋ねをするということで対応をさせていただく予定でございます。

委託の内容は、先ほど事業概要で説明しました1番から5番までの5項目。それから委託の開始時期及び期限でございますが、20年4月1日から21年3月31日、1年間の委託事業でございます。

なお、先ほど地域調整課長からもご説明がありましたとおり、継続する場合がありますと

ということでございますが、今回はとりあえず1年間、こちらにかけさせていただきます、その内容等々をまた事業者とも調整をし、検分をした結果で継続する場合でも内容の見直し等々を行う余地があるというふうに考えておりますので、とりあえず今回は期限をここまでという形で出させていただきます。

それから、委託にあたり区が行う情報保護対策としては、別紙ご用意しています特記事項を添付をさせて契約を締結いたします。

それから、受託事業者側の情報保護対策でございますが、取扱責任者及び取扱うものの指定、さらに提供された情報は施錠できる金庫等々に保管をしていただく。さらに事業終了後は返還をしていただくと、このような形で個人情報もしっかり保護していきたいというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

○寄本会長　ありがとうございます。どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

○有馬委員　委託に伴う処理させる情報項目で、ちょっと5番目の保育申込み者という欄がありますんで、これはかなり細かいですね、子どもさんの情報として。これはもう現実に、この女性の就労支援において、どういうふうに保育のこういう情報と関連して役立てていくのか、その辺はどういうふうな形に。

○就労支援・消費者行政担当副参事　ここの情報は実は塾に参加していただく、講座に参加していただくときに、別にお子さんをお預かりする場所をつくって、お預かりを実際にするときに、お子さんの変調等々にお預かりするこの事業者側の担当が早く気がつけるようにということで、通常の状態を情報としてちょうだいしておく。または緊急の際の連絡先等々をしっかり聞いておいて連絡を入れるというようなことを行うために収集させていただく情報でございます。

○有馬委員　そうすると、その別な事業者との連携を当然するということになるわけですかね。

○就労支援・消費者行政担当副参事　基本的にはお預かりするスタッフにつきましても、このWING 21の方でご用意いただくという予定になっておりますので。あとは区の制度の中で、ご自宅の方に行く制度……。失礼しました。現在、私の方で調整している内容としましては、一応お預かりをする場所を担保して、そこでお預かりをする方法で保育をします。お預かりをして、その間にスキルアップの講座等々を受けていただくような仕掛けをしていくということで進めております。

以上です。

○寄本会長　よろしいですか。ほかにございましたらどうぞ。

○神崎委員　無料でこういう支援をしていただければ、非常にありがたいと思うんですけども。先ほど、ひとり親の女性というふうに聞いたんですけども、対象者が経済的自立を目指す女性とだけしか書いていないんですが、どちらなのでしょう。

○就労支援・消費者行政担当副参事　基本的には経済的自立を目指す方すべてを対象とした事業という展開をさせていただくんですが、先ほど、ちょっとひとり親というような申し上げ方をしたのは、ひとり親家庭の児童扶養手当をお受けになっている方々には、この事業を直接郵便でチラシ等々を送らせていただいたり、ご相談の際にチラシをお渡しして、こういうことがございますというご案内をさせていただくという対象としてそこら辺

を考えているということで、主に一番ご利用が多いのはその辺なのかなというようなことで。対象をそこに絞っているわけではございません。

○神崎委員 優先順位が高いということですね。

○就労支援・消費者行政担当副参事 はい。

○山口副会長 これは父親と子どもというのは想定されないのか。現実にはそれはゼロだということで女性というのか。いまだき女性だ、男性だというこういう制度の設定自体が問題なんじゃないかというふうに思うんですが。

○就労支援・消費者行政担当副参事 私もこの事業の説明を当初聞いた折に、全く同意見でございまして、それで父子家庭という表現もひとり親家庭ということで男性も含めてという相談を、実は団体等々とした経緯はあるんですが、もともとこの団体自体が女性の自立支援ということを中心に展開をしている団体でございまして、カウンセリングから就労支援までの一貫した流れを、今まで女性を対象に特化をしてやってきているというような実績がございまして。その関係で中心はあくまでも女性ということで、その中で男性が出てきた場合に、いろいろご相談をさせていただきながらということで対応を進めるという話で調整を今させていただいているところでございまして。

○寄本会長 ほかにございますか。

まだ資料は用意できないですか、さっきの。

○区政情報課長 この一連の流れがありますので、資料41から資料9の「夏目漱石生誕140年記念事業」までやらせていただいて、その後、もう一度先ほど資料38の「区立住宅からの暴力団排除に関する合意書」に戻らせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○寄本会長 では、そういうことでよろしいですか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございました。どうぞ。

○教育指導課長 それでは8、資料42でございまして。よろしくお願いたします。標記の件でございましてけれども、NPO法人シニアボランティア経験を活かす会というところに委託するものでございまして。このシニアボランティアというものでございましてけれども、いわゆるJICA国際協力機構において、シニアボランティアとして活躍された方を中心とした会でございまして、さまざまな企業、NHKとか大企業等々、教員もおりますけれども勤めた経歴を持った人たちでございまして。内容が内容ですので語学力には堪能であって、通訳、翻訳等々ももちろんできますし、日本語指導ということについても堪能な人が多数いるといったところでございまして。

そこで1枚めくっていただきまして、2ページ目、事業内容のところをごらんいただきたいと思っております。NPOに委託する内容でございましてけれども、主に2つ考えてございまして。一つ目が総合的な学習の時間への援助協力でありまして、シニアボランティアとしての海外での活動体験を活用し、国際理解教育、環境教育、食育、キャリア教育等に関する事業内容の充実を図ると。特にキャリア教育の職場体験につきましては、かつて在職していた職場を紹介してもらって、そこでの体験をさせてもらおうと、そんな調整役をお願いしたいと思っております。二つ目が、語学力、日本語指導が堪能だということを生かしまして、新宿は大変外国籍のお子さんが多いので、外国籍児童、生徒、保護者への教育

支援でございます。日本語教師として海外に派遣された経験を活用し、授業時間内はもとより、放課後においても児童、生徒、保護者に対する日本語指導や教育支援に取り組むというものでございます。

もう一枚おめくりいただきたいと思います。ということで、先ほども申し上げましたとおり、委託先はNPO法人シニアボランティア経験を活かす会でございます。ずっと下に目を転じていただきまして、委託内容につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

そこで、このNPOが用いる個人情報、想定される個人情報でございますけれども、その二つ上をごらんいただきまして、保有している情報項目というところをごらんいただきたいんですが、上に書いてある2行、これにつきましては主に総合的な学習の時間、例えばキャリア教育の職場体験を想定してございます。職場体験を児童、生徒さん、主に中学生の生徒さんになろうかと思いますが、その生徒さんを連れて、企業に連れて行ってもらう。といったときには、当然そのお子さんの名前、場合によっては保護者の名前、これは先方先が求めなければ、特に保護者氏名については伝えるものではないと思っております。そして住所、電話番号、これまた住所につきましても、必要がなければ緊急連絡先だけでよろしいかと思っております。こういうところを個人情報として用いるだろうと思っております。

一方、日本語指導あるいはもろもろの語学という点でいきますと、その下の3行でございます、外国籍児童、生徒の母語に関する情報、これは当然得ることになります。また、学習内容の記録ということも得ることになろうと思っております。

そこで、一番下のところでございます。委託にあたり区が行う情報保護対策でございますけれども、契約に際しましては別紙特記事項を付しまして、提供する個人情報を必要最小限のものとしたいと思っております。特に今申し上げましたとおりのキャリア教育、職場体験で学校外で実施した場合、あるいは放課後の活動、これは主に日本語指導と想定しておりますけれども、こういう指導で収集したり、あるいは教育委員会の方から提供した情報につきましては、あくまでもその場のみということで、当日中に教員もしくは教育委員会職員に返すということを想定してございます。ただし、職場体験につきましては、最近2日間、3日間という場合もございますので、その期間中はこの情報、氏名、電話番号等々を用いると思っております。しかし終わり次第、すべて回収すると思っております。

次のページをおめくりいただきたいと思います。そして、この特記事項でございますけれども、特に2番、3番でございます。内容が内容だけに特に外国籍のお子さんにつきましては秘密の保持、そして目的外利用及び第三者への提供等の禁止につきましてはくれぐれも厳しくこれを指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○寄本会長　　ありがとうございます。それでは、先ほどの件に戻りますか。

○山口副会長　この件を今、審議した方がいいと思います。質問を受けて。

○久保委員　　全部やるんですか。

○区政情報課長　今ご審議いただきたいのは、資料42の「総合的な学習の時間」の方のご審議をお願いします。それで、これは一連のもので、先ほどお話ししましたよう

に、「夏目漱石生誕140年記念事業『漱石山房秋冬』」までご審議いただきまして、それからもう一度「暴力団排除」の方にお戻りいただきたいというふうに思っております。

○寄本会長　それでは、資料42ですね。

○山口副会長　ご質問を受けると。

○久保委員　議事番号12までを全部やって、一括して審議するんじゃないんですか。

○山口副会長　質問はその都度受けた方がよろしいだろうということだろうと思います。

○寄本会長　ご質問がなければ42について。

〔「なし」の声あり〕

それでは42が終わりましたので43のご説明をいただきたいと思います。資料43をお願いします。

○文化国際課長　それでは、資料43「『外国人の子どもの学習支援等』の業務委託について」報告させていただきます。文化国際課長の針谷です。

この事業の内容につきましては2ページに書いてございますが、平成19年度から始まった事業でございまして、20年度に継続して行うというものでございます。目的につきましては、来日する外国人の子ども達は、日本語能力が十分でない場合や日常会話ができても教科学習についていけない場合があるというようなことがございまして、学習支援を実施することで、充実した地域生活が送れるように結び付けていく。またあわせまして、地域住民との交流事業を実施することで、不安や悩みを話すことのできる場のひとつとするということでございます。

事業内容につきましてはごらんのとおりでございまして、大久保児童館と榎町児童センターでそれぞれ火、木、土、月、水、金に実施しているものでございます。交流事業につきましては自然体験ツアーと交流会でございます。

3ページにまいりまして、業務委託の内容でございます。委託業者につきましてはNPOみんなのおうちでございまして、媒体は紙でのやり取りとなります。保有している情報項目及び業務委託に伴い提供する項目、処理を依頼する項目でございますけれども、同じ内容でございまして、氏名、住所、電話番号、国籍、在籍している学校、学年、学習記録でございます。委託の理由につきましては、新宿区協働事業提案制度により実施する事業であり、上記記載の情報を提供して実施することで、効果的・効率的な運営ができ参加者の利益を図ることができるためでございます。委託の開始時期及び期限でございまして、ここに昨年は1年間という限定で書いていたわけですが、平成20年4月1日以降継続というような形で考えているところでございます。

情報保護対策といたしましては、4ページにございます特記事項を契約に当たって付させていただきます。また、事業終了後、情報を区に返還させるものでございます。受託事業者としての情報保護対策は情報のキャビネット保管と施錠を徹底する。情報を他の事業に使用しないというものでございます。よろしく願いいたします。

○寄本会長　それではご質問、ご意見ございましたら、どうぞお願いします。

○久保委員　この問題の僕は一番大事だと思っているのは、7から12までに共通する一番最後に書かれている特記事項の10から13のところなんです。公務員なら守秘義務を持っていますし、委託された企業は企業内のいろいろな倫理関係をきちっと持っています。しかしこの場合はNPOなんです。それだけに一番大事なのは従業員に対する教育か

ら始まって報告、公表、損害賠償、このことをきちとなされるという保障なり信頼がなかったら、特にこの審議会にとっては一番大事な問題。だから共通しているんです、この6件についてはね。これについて質疑をしたいときに、一回、皆一つ一つ書きちゃって、だれが責任を持ってこの問題をやってくれるのかを聞きたいのです。

○区政情報課長　これは今、協働事業の所管であります地域調整課長の方でお答えいたします。

○久保委員　そうすると会長。だからこの6件については終わるまでは地域調整課長はいらっしゃるといふふうに考えていいんですね。それではせっかくですから、今の問題のところを、課長のところだけ1点だけ聞かせてもらいたいんですが。何とか体験事業とかありましたね、説明の中に。自然体験事業。なぜ魚沼なのかだけは参考までに聞かせておいていただきたい。

○文化国際課長　実はこのNPO法人の構成員の中に魚沼の方でそういうようなログハウスのようなものを所有されている方もいるというようなこともございまして、経費的な制約もございしますが、そこを利用しながら、そこを拠点にいろいろなところに行っていく。今回、19年度、20年度はここを拠点にしておりますが、今後続けるとすればいろいろなところを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○久保委員　結構です。

○寄本会長　ほかにございましたらどうぞ。

[「なし」の声あり]

それでは、資料44の「中学校卒業後からの青年支援対策事業委託について」のご説明をいただきます。どうぞ。

○子ども家庭課長　福祉部子ども家庭課長でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料44に基づきまして「中学校卒業後からの青年支援対策事業委託について」、ご報告をさせていただきます。この事業も協働提案事業として19年度に実施しているものを20年度も継続して実施するものでございます。

事業の概要ですが、この事業は働く目的ややりたい仕事が見つけれず就業活動や準備をしない、いわゆるニートと呼ばれる層や、中学卒業後の高校進学・在学への挫折や居場所の喪失などにより将来に不安を抱く青年を支援する事業です。

事業内容はここにあります四つの柱で構成されておまして、1点目がいわゆる受け皿づくり、居場所を提供し、相談を受け、また情報提供をしていく。その内容を専門家を交えた形で整理・検討して、具体的な支援策を提供するというものです。2点目が講演会の実施で社会や地域と接点を持たなくなった青年やその保護者を対象として、その本人と親向けのテーマで講座を実施する。そして3点目が、この事業全体の計画を具体化するための検討や各事業への協力を依頼するものとして、児童精神科医や、カウンセラー等専門家を構成メンバーとする運営委員会を開催するというものです。そして四点目が、この成果を多くの人たちに知らすために、広報紙の発行とホームページ等を通じて情報提供を行うものでございます。

続きまして、3ページ目をごらんください。この委託の内容についてでございます。情報の保有課は福祉部子ども家庭課、登録業務の名称は中学校卒業後からの青年支援対策。委託先は東京YMCA“Liby(リビー)”。委託に伴い事業者へ処理をさせる項目は、

本事業の対象となる青年又はその保護者の情報のうち氏名、性別、住所、年齢、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、面談記録でございます。委託の理由は、協働提案事業のところでご説明をさせていただいております。委託の内容も先ほど申し上げたとおりでございます。委託の開始時期及び期限ですが、この3月31日までに引き続き20年4月1日から1年間の契約でございますが、協働提案事業としては2カ年の事業となっておりますが、有効性が評価された場合は以降継続もあり得るということで、または以降継続となっております。

委託に際しての情報保護対策でございますが、別紙の特記事項のとおり、個人情報の管理に関しましては、委託の際に、またこの事業を組み立てていく際にきちんと事業者の方に徹底したいと考えております。そのほか、提供された情報は施錠できる金庫に保管するとともに、情報の媒体は紙のみといたします。また、取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定してまいります。

以上が、この事業のご説明でございます。よろしく願いいたします。

○寄本会長　ありがとうございます。それではどうぞ、ご質問、ご意見ありましたらよろしく願いいたします。

○鍋島委員　終わってまた継続になった場合に、その初めの資料は個人情報は区に戻して、それからまた新たにということですか。それともそれはそのままにしておいて、追加とか削除とかするわけでしょうか。

○子ども家庭課長　1カ年の事業ですので、一度19年度のものは返還をしてもらい、また必要なものは提供していくという形にしたいと思っております。

○鍋島委員　終わったものがありますよね、それはそういう形になっていくわけですか。

○福祉部子ども家庭課長　支援が終わった個人の情報ということですね。それにつきましては、こちら最終的に区の方に返還を求めています。

○寄本会長　ほかにごございますでしょうか。

○久保委員　特記事項の冒頭1に書いてあるように、個人情報の保護並びに情報セキュリティという問題については、少なくとも新宿区の行政の中で一番この審議会が責任を持つところだと思います。そして、その中で、もし将来その点での問題が起きるとしたら、この部分なんです。きょう出されている7から12までのNPOに委託する、ここで一番問題が起きるとしたらね、起きちゃいけないんだけど。一番この点なんです。だから一番僕はこの……、それぞれこの6件とも全部委託先違うわけだよね。そして委託先にはそれぞれのタッチする従業員がいるわけ。それぞれ管理が六つもあって、その中にいっぱい従業員がいる。この人たちにその個人情報の保護なり、セキュリティをきちっとしてもらわなければいけないわけでしょう、一つじゃないんだから。

それで、それぞれそれは一体どうやって、一番大事なものは10にあるように、個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならないと、一体どんなことを具体的にこの10でやるのかが、本当に漠然としているから心配なんです。一体これ、10の従業員に対する教育というのを具体的に行うってぴんと来ないですよ、これただ言われたって。そこはすべてそれなりのマニュアルがきちんとあって、それのもとにすべての従業員にこういう形で教育されるから大丈夫なんですというの、納得してもらわなかったらこの委員会は困るんじゃないの。そういうのはないんですか、マニユア

ルは。

○地域調整課長 この10条にございますマニュアル自体は、特にご用意はしておりません。ただ、ここの受託事業者に負わせる情報対策のところでは鍵のかかったキャビネットにしまいなさいとか、そういうことには十分説明しておりますし、そういうことも含めまして受託者側のNPOでそれぞれ情報セキュリティに関する教育をしていただいている、そのように認識しております。

○山口副会長 それぞれの事業で、年間に登録される、提供される人数はどれぐらいの規模のこれ提案なんでしょう。6件について、数字だけでもいいんですけども。

○地域調整課長 申しわけありません。それぞれの事業で、その個人情報につきまして、件数がかかり多いものもあれば非常に限定されたものもございますので。今直ちにそれぞれの個人情報、例えば個人名で何件ということは、この場では今ご説明できません。

○久保委員 当然できないだろうと思いますよ。だけど相当の数であることも事実ですね。その個人情報の保護なりをNPOのそれぞれに携わる人々に多分、こんなことを言っちゃいけないのかもしれないけど、多分若い人が多いはずですね。やはりNPOで一生懸命やってくれる情熱を持った若い人が多いんですよ。こういう多くの区民を中心にした対象者の情報を、また相当数の若い人たちを中心にしたNPOの人すべてに、個人情報の保護やセキュリティをやってもらわなきゃならないですよ。それには個々のNPOにそれを任せておいていいんですかということをおは問題にしたい。少なくともこちら側でマニュアルなりをきちっとつくって、それに基づいて個々のNPOに安全教育を徹底してくださいというふうにすべきだというふうに、僕は意見として出しておきたいんですが。一応、それについての回答だけは地域調整課長からいただきたいなど。

○地域調整課長 貴重なご意見でございます。確かに、NPOの代表者の方等につきましては、その管理については非常に厳格にやっております。ただ、NPOの性格からいたしまして、かかわる人がおっしゃるとおり幅広く広がるものでございますので、その件につきましてはマニュアル等の作成も検討しながら、組織としてのNPOの方々が個人情報の管理に十分気を配り、間違いのないような方策を今後検討したいと考えています。

あと、先ほどの副会長からのご質問でございますけれども、個人情報の件数でございますけれども、随時その個人情報の件数等につきましては報告を受けております。残念ながら、今のところでその5件の情報が全部ございませんので、今のところこの席でその数の報告はできません。それは失礼いたしました。

○寄本会長 先ほど久保委員のおっしゃったことにつきましては、次の委員会で課の対応の後日でご説明いただけますか。非常に重要なことですので。

○地域調整課長 今後の対応につきましての。

○寄本会長 こういう考えているといったようなことですね。こうしたいというようなことについて報告ください。

○地域調整課長 承知いたしました。

○山口副会長 例えば従業員名簿をとっているのかとか、その見れる範囲。ボランティアって私余り詳しくないんですが、組織。代表者がいて数名の常勤がいるのかなとか。その日、流動的に出入りする人がいるのかなとか。ペーパーで提供しているわけですから、それが机の上に置いて、夜は鍵のかかっているところでもそれはいいんですけど、昼間は

その机の上に置いてあってだれでも見れるという情報の問題だと思うんですね。だからそういうものを扱える範囲を限定するように指導するとか、何かそういうことを考えていたかかないと、久保委員の危惧、質問に答えたことにならないかと思うんですね。それについてきょう答えができないんだったら、先ほど会長がおっしゃったように重要なことなから、次回にでも何か対策を、具体的な対策をとってご報告してもらいたいと、こうなるんだろうと思いますけれども。

○地域調整課長 おっしゃるとおり、このNPOにつきましても組織または、あるいはかかわる人の数もそれぞれでございます。今言われたようなところも踏まえまして、十分セキュリティが完全にできるような形を指導といいますか、NPOと協働事業でございますので、そういうところが完全にできるような形を考えていきたいと思っております。そして、そのマニュアルあるいは協定につきましては、しかるべきのこの会でご報告したいと考えております。

○寄本会長 その点、よろしく申し上げます。

○久保委員 せっかくだからもう一つ、言わせてもらいますが。まず、最初に言ったように、地方公務員は守秘義務を持っているから問題ありませんね。委託企業についても、企業というのはボランティアをやっている、慈善事業をやっているわけではありませんから、利益を上げることを目的にしているのが企業の存在活動。そういう企業にとっては、社会的な責任というのは企業自身が負っているから、これも2番目に非常にいいんです。問題はNPOなの。NPOの場合は、僕は行政の今これから一番大事なパートナーだと思って、大事な人たちだと思っているけれども、今言ったように地方公務員の守秘義務とか、企業の倫理観とか社会的責任とはちょっと違う部分なんです、一生懸命やってありがたい人と。この人たちこそ一番厳格にセキュリティを、個人情報の保護をやってもらわなければ一番いけない人たち。それだけは本当に覚悟をしてやってもらいたい。だから皆さん同じ気持ちだと思うのね。だからもう決然たる対応を課長はお願いしたい。だから1日も早くマニュアルをつくって、きちっとNPOの皆さんには申し上げますと。それはいついつまでにこの委員会に報告できるぐらいまでやりますぐらいね、それほど大事だということ再度言わせていただきます。

○区政情報課長 今の件でよろしいですか。実は新宿区の個人情報保護条例43条がございまして、「実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務従事者等についても、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル等を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」ということで、そういった守秘義務が課せられています。参考までに。

○鍋島委員 ちょっと伺いたいんですけど、NPOは今東京都認可だと思うんですね。そうすると、理事はその定款の中にちゃんとうたわれていると思うんですね。そうすると、この取扱者は少なくとも理事だと思うんですけど、それを一つ伺いたいのと。もし、そうでなければやはり理事じゃないと。理事はきちっと東京都でも責任を持たされていますので、そういうところにしたらいいのではないかという二つをお願いします。

○寄本会長 今の2点を踏まえて、考えておいてくれますか。

○鍋島委員 というより、今は理事だと思うんですけど、その点は。

○地域調査課長 もちろんNPO法人は理事長が代表しております。もちろん法人によ

りましては、直接その理事長が情報の管理の責任をとる場合もございますし、事実上は、ほかの方が実務的にその情報の管理、例えばキャビネットにしまう管理、そういうことも含めまして、ほかの方がやっているケースもございますので、その辺は明らかにしながら情報管理に完璧を期するような形でマニュアル化を図っていきたいと、そのように考えております。

○鍋島委員 やっぱり登録されている理事が、その大事なものですから、理事は大勢いると思うんですね。常務理事から専務理事から普通の理事から。ですから、担当理事が使うということでした方が。私もちょっとほかのところでNPO関連にかかわっているんですけど、個人情報に関しては絶対理事、担当理事しか扱わないということになっておりますので。やはりそういうところはきちんとなさった方がいいと思います。

○寄本会長 そういうことも含めまして次回ご報告ください。

○地域調査課長 わかりました。

○寄本会長 ほかにございますか。

[「なし」の声あり]

では、次のところにまいります。資料45の「子育て支援者養成事業の委託について」ご説明いただきます。

○子ども家庭課長 続きまして、子ども家庭課の方から報告をさせていただきます。この事業につきましても協働提案事業で19年度に実施し、20年度継続するものです。

内容については、2ページ目をごらんください。この事業は子育て支援に興味のある区民及び既に子育て支援を実践している区民を対象に、さらに養成講座を受けていただき、子育て支援に係る人材を育成していくものでございます。事業内容につきましては、子育て支援者養成講座の初級偏と上級偏を実施いたします。内容は講義・実習を取り入れたワークショップ等でございます。また、講座開催の折に託児を実施いたします。

それでは3ページ目、委託についてご説明をさせていただきます。保有課は福祉部子ども家庭課、登録業務の名称は子育て支援者養成事業。委託先は「ゆったりーの」という、これはNPOではなく任意団体でございます。区民の委員により構成された任意団体でございます。組織としては運営委員が12名おりまして、そこで事業の内容等は決めています。現在、この事業者は北山伏の保育園跡を利用した事業で子育てにかかわる親子の居場所事業を実際に運営しています。この団体がさらに人材を育成するために、この事業を提案してきております。

本事業の委託に伴い事業者処理させる情報項目でございますが、この養成講座に参加する区民と託児を利用する児童の情報で、養成講座の運営に関しましては参加者の氏名、住所、電話番号、連絡先。託児の実施に関しましては児童氏名、年齢、性別、愛称、児童の健康状態、児童の生活状況、ここに書いてございますように体温やアレルギー・既往症、食事や睡眠時間・好きな遊び、その場で託児をするのに必要な子どもの情報でございます。

委託の理由と内容につきましては、協働提案事業であるということ及び内容は先ほど申し上げたとおりでございます。委託の開始の時期及び期限についても、先ほどと同様4月1日から3月31日までで、継続もあり得るということでございます。

委託にあたって区が行う情報対策保護の対策は別紙特記事項のとおり。受託事業者に扱わせる情報保護対策はここにごございますように、取扱責任者の指定。また提供された情

報を施錠できる金庫に管理する。情報媒体は紙のみとする、ということでございます。

ここの団体につきましては任意団体でございますが、既に子育ての居場所事業を実際に受託している事業でございますし、運営委員会できちんと運営をしておりますので、その運営委員会と代表者に対し、個人情報の保護の徹底については再度きちんとやってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○寄本会長　ありがとうございます。質問、ご意見ございますか。時間がまいりましたけれども、きょうはどうしても資料50まではいつていただきたいという強い事務局からのご要望がございまして、それをどうぞご協力いただければと思います。

○区政情報課長　今、会長からお話がありましたとおり、時間ですけれども、実は資料10の「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集」、それから資料50については、ちょっときょうでないの実施者側のちょっと日程もとれないということで、こちらの方を先にやらせていただいて、「暴力団排除」につきましては、明日ですね、申しわけありません、ご審議をいただければと思います。

○寄本会長　申しわけありません。ご協力ください。

それでは資料45につきましてご質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、資料9、10いきますか。資料9だけ先にいきます。

○久保委員　たびたびすみません。今、事務局の方から資料の10と資料の50まではどうしてもきょうというのはよくわかります。でも、時間が来ているのもあれですから、できる限り一生懸命協力して質疑したいと思うんですが、それだけにここにいっぱい書いてあるのを読むだけの説明はやめてほしいんです。書いてあるものはわかっていますから、もう簡単に概要を説明していただいて、時間の省略をできるだけしていただきたいことをお願いします。

○寄本会長　ではそれでよろしくをお願いします。

○文化国際課長　資料9「夏目漱石生誕140年記念事業『漱石山房秋冬』催事委託について」ご報告いたします。これは本来11月20日にご報告する予定でしたが、案件が多い等の理由できょうに至ったものでございます。

目的は夏目漱石を広く発信し、文化の薫るまちづくりを推進するというようなことで、実際に12月2日に四谷区民ホールで行ったものでございます。シンポジウム「漱石山房秋冬」と、第二部で落語会を行いました。

3ページをお開き願いますと、委託先でございますが株式会社ヒップというところで入札により決定したものでございます。

委託に伴い事業者処理される情報項目ですが、観覧希望者の住所、郵便番号、氏名、電話番号でございまして、委託の内容のところでございますが、応募者からの往復はがきということで、葉書に記載された先ほどの内容から名簿などをつくるというような作業でございました。委託の開始時期及び期限は19年10月1日から12月21日まででございまして、別紙の特記事項を付して、提供した情報は業務終了後返却させるということでございます。

情報保護対策として取扱責任者及び取扱うもののあらかじめの指定。提供された情報

の施錠できる金庫への保管等をさせたところでございます。

以上でございます。

○寄本会長　それでは資料10ですね。

○山口副会長　これ6件を今、報告を了承しておいた方がいいんですよ。41から資料9までを。

○寄本会長　これは質疑とご意見を既にいただいておりますので決定するわけですね。了承する。

○区政情報課長　報告ですので、了承いただければと。

○寄本会長　6項目全部異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、異議なし。了承です。

それでは、資料10にいきます。「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集について」ご説明をお願いします。

○久保委員　前の人みたいに簡単にね。

○教育指導課長　それでは、14と15が同じ連絡制度に基づくものでございますので、あわせてご説明申し上げます。

○寄本会長　資料10と資料50。資料10「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集について」と資料50の「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について」は同一の協定に基づくものですので一括して説明いただきます。お願いします。

○教育指導課長　この両制度ともに、児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に基づいて、警察から学校へ個人情報の提供があったもの、また学校から警察に個人情報を提供したものであるということについてのご報告をするものでございます。

昨年、ちょうど4月に起きた件についてご報告をしたことが1回ございました。4月の頭に区内の十数名の生徒さんが他区におきまして恐喝を行ったということで、6月になりまして二人の生徒さんがまったくそのかわり方が別であったということで、別々の日に別々に逮捕をされたということがあったということをご報告いたしました。今回、ご報告を申し上げるのは、その続報でございます。二人のうち一人につきましてはすぐに釈放されまして、もう一人の生徒でございますけれども、6月25日に逮捕されたという、そのご報告までしていたわけですが、その後、6月29日に家庭裁判所で審判がありまして、東京少年鑑別所に送致されております。その後、7月20日に学校と保護者が家裁に呼ばれまして、保護観察所処分となっております。それにつきましては、学校の方で本人、保護者、担任という三者面談、校長を交えての四者面談を続けまして、当該生徒は中学3年であったんですけれども、今現在、高校進学を目指して頑張っているということで、今のところは遅刻もほとんどなく大きなトラブルもなく過ごしているということでございます。これが資料10にかかわる報告でございます。

続きまして、もう一つの方をごらんいただきたいと思います。資料50の方でございますけれども、今度は釈放少年の事案ということで、下から4段目をごらんいただきたいと思います。平成19年12月13日、このときに3校5人の児童・生徒について、そして平成19年12月26日に今度は2校1

1人の児童・生徒について、警察から学校に連絡があったというのでございます。具体的にはどういう件かと申しますと、12月13日でございますけれども、夜に区内の戸山公園においてホームレスの方に対してエアガン等々、あるいは石を投げたりということを行った子に対して、腹を立てたホームレスの方が逆に子どもに対して棒で頭を殴るという、そんなことが起きたということでございます。一番最初は一人の子がけがをしたということでわかったわけでございますけれども、実際に調べてみたら全く逆であって、子どもの方がまず危害を加えていたということがわかったという連絡が、まず12月13日にあったわけでございます。そして26日にその続報として広がりがありまして、他の学校にも広がって大変多くの数、先ほど申し上げたように、26日については11人という数の名前も出てきたということでございます。

2枚おめくりいただきまして、その下に今度は外部提供記録票というものがございます。実は同じ件でございます、上から3段目、外部提供を行った理由として、内容が悪質で社会的反響が大きな問題行動の事案。複数の学校の児童・生徒や非行集団・不良グループが関係した問題行動の事案ということでございます。下から4段目をごらんいただきたいんですが、外部提供の期間、平成19年12月13日、それと同じく12月26日、ということは警察から本人外収集、つまり学校の方に情報が提供された日と同じ日でございます。どういうことかと申しますと、いわゆる一番最初に警察の方でわかったのは一人のけがをしたというお子さんだったんですが、そのお子さんを通してこういう子がいるという、関係していたということがわかってまいりました。学校に提供をするわけなんです、結局今申し上げたとおり、大変数校にまたがって、そして社会的影響も大きいということで、保護者、児童を呼びたいといった連絡が学校の方に入ったわけでございます。学校の方もいろいろ検討した結果、もちろん学校の方でもその後、児童、保護者を呼んで指導はしたわけでございますけれども、やはり学校が終わった後、夜間にかけてはどのような生活状況かわかりませんので、実際には塾というものも大変大きく関係していたということもございます。そういうことも含めて、逆にこういうお子さんが、住所は、電話番号はということでお教えすることで、逆に警察からも家庭を呼んでもらうと。そして指導してもらおうということをお知らせしたということで、同日に学校の方からも保護者氏名、それから連絡先をお知らせしたということでございます。

以上、ご報告いたします。

○寄本会長　ありがとうございます。いかがでしょうか。ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

いいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは資料10は異議なしということで了承いたします。ありがとうございました。それでは、きょうはこれで一応終了とします。大変忙しくしまして申しわけございませんでした。なお、NPOの件につきましては、先ほど申し上げましたように、ある程度、NPOに対して委託した場合の問題につきましては、しかるべきときにご報告してください。どういう対応をしたかということですね。どういう対応をすべきと考えておられるかといったようなことにつきまして、ご報告いただきたいと思います。

○区政情報課長　それでは、事務局ですけれど、今回はまたあしたということで、申しわけありません。明日、水曜日の午前10時から、この同じ会議室ということで、残り10件ありますので、非常に内容が大きなもの、特に暴力団の問題は大きなものですので、ご審議の方にご協力お願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○寄本会長　では、またあしたお会いしましょう。どうもありがとうございました。